

■ 筆界未定（ひっかいみてい） ※不立会いや境界が確認できない場合

土地所有者が一筆地調査に立ち会わない場合や現地を確認していただけない場合、また立ち会っても最終的に境界が決まらない場合は、所有者・地番・地目・境界の確認ができなかったということで、「筆界未定」という処理をします。

「筆界未定」は、関係するその土地のみでなく、隣接するすべての土地が「筆界未定」の処理となってしまいます。そして、地籍調査の結果として、地籍図は境界線のない白い状態となり、登記簿の表題部には「国調筆界未定」と記載されます。

★ 「筆界未定」が及ぼす影響

地籍調査の結果、「筆界未定」となった土地は、所有者の権利は残りますが、原則として

▲分筆・合筆ができない

▲地積更正ができない

▲地目変更ができない

▲売買や抵当権の設定などが非常に難しくなる

など、**事実上動かせない土地**となってしまいます。地籍調査終了後に境界が決まっても、測量や登記事務は個人負担となり、多額の費用がかかることになります。

「筆界未定」となって困るのはその土地所有者本人と、隣接する土地所有者の皆様なのです。このようなことにならないよう隣同士よく話し合っって境界を決めていただきますよう皆様のご協力をお願いいたします。